

第102号議案

東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提出します。

東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年10月台東区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条、第10条第1項及び第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。